

令和8年度 糸魚川市立ひすいの里総合学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立ひすいの里総合学校

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「糸魚川市立ひすいの里総合学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第2条より）

② いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、「当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる「蓋然性の高いもの」とされている。このいじめ類似行為に関しても、いじめの認知及び対応と同様に取り扱うものとする。

③ 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

④ 学校の責務

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

⑤ 児童生徒の役割

- ・いじめは許されないことを理解し、いじめを行わないこと。
- ・いじめ等をしているところを見たり、「ひょっとするといじめかもしれない」と思ったりしたときには、見過ごさないで教師や保護者に相談する。
- ・インターネットで送信される情報がどのようなものか理解を深める。

⑥ 保護者の責務

- ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。
- ・保護する児童生徒の加害の事実が明らかになったときは、保護者として責任ある行動をする。
- ・インターネットに関わる情報の特性等について保護者自ら学ぶように努め、通信機をもつ機器を児童生徒に保持又は使用させる際は、保護者の責任において行う。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅

速に行う。いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成し、年度始めに配付する。

(表 1)

- ② 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ③ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図ると共にいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ④ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を得るため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できる授業や学級活動、特別活動の充実を図ることを通して、児童生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。

ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

エ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携、いじめ防止基本法の見直しを図る。

(4月のPTA総会時、ホームページ、学校運営協議会)

オ インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深め、いじめやトラブルにつながる使用はしないように指導する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する学校生活に関するアンケートを定期的実施する。なお、アンケート調査等の記録は5年間保存する。

- ・児童生徒対象の「学校生活に関するアンケート」調査(6月、11月、随時)

- ※児童生徒の実態を考慮し、保護者と同時期に実施する。

- ・保護者対象の「学校生活に関するアンケート」調査(6月、11月、随時)

イ いじめ相談体制

- ・児童生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。

- ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための組織(以下「組織」という。)として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、学部主事、重複学級主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー(随時要請)、市教育センター相談員(随時要請)、必要に応じて自校の教職員や外部関係者とする。

③ 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談、通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録の共有を行う。

エ いじめの疑いに関わる情報があった時には緊急会議を開き、事実確認、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者と連携を図るなど組織的に対応するための中核となる。

④ 取組

ア いじめの早期発見に関すること（日常的な観察、アンケート調査、教育相談等）

イ いじめの未然防止に関すること（ネットモラルの指導等）

ウ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒や保護者・地域住民の理解を深めること

エ いじめの発生時の対応に関すること

オ 会議は定例会を2か月に1回設け、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。特定の教職員で抱え込まないようにする。

② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。

③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ、別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

④ いじめを受けた児童生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。

⑤ いじめを行った児童生徒へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言及び学校との連携を継続的に行う。発生時は家庭訪問を行い、保護者への助言と共に児童生徒の状況の見取りも行う。

⑥ いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

⑦ いじめに関係する保護者に必要な情報と学校の対応を説明する。

⑧ その他の児童生徒に対して、学級指導、全校集会等において関係する児童生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。

⑨ いじめに関係する児童生徒と保護者に関わる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。

⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。

⑪ いじめに関わる行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしたとき、いじめ解消と判断する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）

③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置を取る。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

- ① 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ② 当校の児童生徒は心身の苦痛を受けても自分から保護者や教師に申し出ることができないことが往々にしてあると考え、複数の教師の目による観察に重きをおく。

表1 <いじめ防止に向けての年間計画>

学期	ねらい	月	主な教育活動（児童・生徒）	その他の活動（職員・保護者）
1	○児童生徒が新しい環境や人（職員、新入生など）に慣れ、安心して学校生活を送ることができる。	4	○入学式 ○新入生歓迎会 ○遠足	○いじめ基本方針の確認 ○児童生徒理解研修①
		5	○運動会	○いじめ防止委員会① ○個別懇談
		6	○人権教育同和教育学習会	○学校生活に関するアンケート①
		7	○夏祭り（小・中）	○いじめ防止委員会② ○児童生徒理解研修② ○学校評価
2	○与えられた役割を果たし、人の役に立つことがうれしいと思う気持ちをもつことができる。 ○仲間の良さを見付けることができる。	8		○研修会への参加（人権同和）
		9	○いじめ見逃しゼロ標語・ポスターコンクール参加	○いじめ防止委員会③
		10	○修学旅行（小中） ○学習発表会	○個別懇談
		11	○職場体験（中）	○研修会への参加（深めよう絆） ○学校生活に関するアンケート② ○いじめ防止委員会④
		12	○全校朝会（いじめ見逃しゼロスクール集会） ○人権教育強調週間 ○2学期お楽しみ会（中）	○学校評価 ○児童生徒理解研修③
3	○仲間同士で助け合いながら活動し、お互いに感謝の気持ちをもって生活することができる。	1	○雪遊び（そり遊び）小	○いじめ防止委員会⑤
		2	○雪遊び（そり遊び）中	○いじめ防止委員会⑥
		3	○1年間がんばった会（小） ○卒業・進級を祝う会（中）	○児童生徒理解研修④ ○個別懇談

表2 <ひすいの里総合学校 いじめ防止基本方針フローチャート>

